

# 社会福祉法人白寿会役員及び評議員等の報酬等の支給基準に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白寿会(以下「法人」という。)の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員等(以下「委員等という。’)の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

## (会議等への出席報酬)

第3条 委員等が、それぞれ必要とされる会議等に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

## (理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長の報酬は、月額150,000円とする。

2 役員が、理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する介護保険事業(以下「事業」という。)の運営のための業務に従事した場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務等に従事した場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

## (監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

## (出張旅費)

第6条 委員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

## (適用除外)

第7条 事業の職員を兼務する委員等には、この規程は適用しない。

## (改正)

第8条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

## 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

名称	報酬（日額）	実費弁償費
理事会出席報酬等	5,568円	職員等旅費規程による
評議員会出席報酬等	5,568円	職員等旅費規程による
評議員選任・解任委員会	5,568円	職員等旅費規程による
その他の委員等	5,568円	職員等旅費規程による

## 備考

その他委員等とは、苦情処理委員会、入所検討委員会等の各委員

別表2（第4条及び第5条関係）

名称	報酬（日額）	実費弁償費
理事及び評議員業務報酬等	5,568円	職員等旅費規程による
監事監査指導報酬等	5,568円	職員等旅費規程による

別表3（第6条関係）

名称	報酬（日額）	旅費
県外出張	10,000円	職員等旅費規程による
県内出張		職員等旅費規程による